

四国電力株式会社伊方発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2110057 号
令和 3 年 1 0 月 5 日
原子力規制庁

．審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 6 月 3 日付け原子力発第 21103 号をもって、四国電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

．申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は、以下のとおりである。

1 ．安全保護系ロジック盤の取替えに伴う変更

安全保護系ロジック盤の取替えに伴い、原子炉保護系論理回路のうち、安全保護系ロジック盤の保障回路の機能確認時（サーベイランス）にも工学的安全施設作動信号を 2 系統確保できるように、安全保護系ロジック盤からの出力信号のバイパススイッチについて、原子炉トリップ信号と工学的安全施設作動信号を一括でバイパスする設備構成から、それぞれの信号を個別にバイパスする設備構成へ変更したことを踏まえ、関連する保安規定条文である第 3 3 条（計測および制御設備）を変更し、適用時期に関する附則を追加する。

．審査の内容

1 ．原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1)安全保護系ロジック盤の取替えに伴う変更内容が、平成 27 年 7 月 15 日付け原規規発第 1507151 号により許可した伊方発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の設計方針と整合していること。

2 . 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき」に該当するかどうかを確認するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(原規技発第 1306198 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定)。以下「保安規定審査基準」という。)を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号)第 9 2 条第 1 項各号を表している。

(1) 第 8 号イから八まで(発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等)

第 8 号イから八までについては、保安規定審査基準において、重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限(以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)が定められていること等を要求している。

規制庁は、安全保護系ロジック盤の取替えに伴い、原子炉保護系論理回路のうち、安全保護系ロジック盤の保障回路のサーベイランス時に工学的安全施設作動信号を 2 系統確保できる設備構成になっていること、当該構成を踏まえ、保安規定第 3 3 条(計測および制御設備)表 3 3 - 3 が適切に変更されていることを確認したことから、第 8 号イから八までの保安規定審査基準を満足していると判断した。

上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。